

# 愛媛県立北宇和高等学校創立70周年記念事業

<創立70周年記念テーマ>

北辰に集い70年 創れ 輝け はばたけ 未来へ

.....記念体育祭.....



開催日 平成20年9月6日(土)  
8時50分開始 ※雨天順延

場所 本校グラウンド

## 70周年記念プログラム

- 【午前の部】
- おねえさんといっしょ  
近永保育園児といっしょに走る障害競技
  - 招待リレー  
旧広見町5小学校代表による対抗リレー
- 【午後の部】
- 公開応援  
3団体による70周年記念バージョン応援合戦
  - 棒体操(男子)、ダンス「五色の珠」(女子)  
70周年を記念しての集団パフォーマンス

駐車場 旧近永アルコール工場跡地  
(篠原医院駐車場横入口からご利用ください。)

問い合わせ先 愛媛県立北宇和高等学校 ☎0895-45-1241

# Q

どのような事件を扱うのですか？



# A

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。



- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建築物等放火)
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死) などを扱います。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。